

■定額減税補足給付金不足額給付金にかかる専決処分について

令和6年度に実施した調整給付（定額減税補足給付金）の給付額に不足が生じる場合に、追加で給付するため、定額減税補足給付金不足額給付事業費について、次のとおり補正予算を編成しました。

■補正予算 1件

令和7年度今治市一般会計補正予算（第2号） 472,000千円
（令和7年5月20日専決処分）

<主要事業>

I 直面する課題への対応

<物価高騰対策>

定額減税補足給付金不足額給付事業費 [生活支援課]

472,000千円（財源：国10/10）

対象者	①本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方 約12,000人
	②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方 約3,000人
給付額	①不足する額を1万円単位で切り上げて給付 ②1人当たり原則4万円（定額）
給付時期	令和7年7月下旬以降（7月初旬に確認書送付）
事業費	不足額給付金 440,000千円 事務費（郵送料、システム委託料など） 32,000千円
申請方法	申請方式、プッシュ型